

埼玉縣信用金庫で預金口座をお持ちの皆様へ

さいしん安心プラン (団体総合生活保険)

団体総合生活保険 + 天災危険補償特約 + 介護補償 [オプション]

突然の事故によるケガをカバーする保険で、あなたの人生をしっかりサポートします。

日常生活のケガから旅行中のケガ等に加え、日常生活における法律上の賠償責任も補償します。さらに、特約をセットすることで地震等の天災への備えや、介護に関する費用に備えることができます。

ケガに関する補償

日常生活で起こる「**急激かつ偶然な外来の事故**」により、保険の対象となる方が**ケガ**をした場合に保険金をお支払いします。

例



交通事故によるケガ



仕事中のケガ



家庭内でのケガ



旅行中のケガ



スポーツ中のケガ

賠償責任に関する補償

国内外において、日常生活で**他人にケガ**をさせたり**他人の物を壊してしまった**ときや、**国内で他人から借りた物や預かった物(受託品)*1**を**国内外で壊したり盗まれてしまった**とき等、法律上の損害賠償責任を負った場合に保険金をお支払いします。

例

- 自転車を運転中、誤って歩行者と接触し、ケガをさせた。
- 買い物中、誤って商品を壊してしまった。
- レンタルしたスキー用品を誤って壊してしまった。
- 他人から借りた旅行カバンを盗まれた。



*1 携帯電話、ノート型パソコン、自転車、コンタクトレンズ、眼鏡、1個または1組で100万円を超える物等は、受託品に含まれません。

介護に関する補償

保険の対象となる方が**所定の要介護状態**となった場合に、保険金(一時金)をお支払いします。これにより、公的介護保険制度において**自己負担**となる自宅改修や介護用品購入等の介護に要する**費用に備える**ことができます。



独自基準追加型(要介護2)

補償の型

公的介護保険制度に基づく要介護2以上の認定を受けた場合または東京海上日動所定の要介護状態(要介護2用)*1と診断され、その状態が90日を超えて継続した場合に、保険金(一時金)をお支払いします。

*1 東京海上日動所定の要介護状態(要介護2用)については、パンフレット記載の「補償の概要等」をご確認ください。

「独自基準追加型」とは

国の公的介護保険制度に基づく要介護状態の認定を受けた場合に加えて、別途、東京海上日動が独自に定めた所定の要介護状態となった場合にも保険金をお支払いするものです。これは、公的介護保険制度の特徴を踏まえた補償であり、公的介護保険制度による給付の対象外となってしまう「39歳以下の方」が要介護状態になった場合や、「加齢に起因する疾病(16種類の特定疾病)以外の疾病・ケガ」により要介護状態になった場合についても、保険金をお支払いできるメリットがあります。

保険期間**2022年10月26日午後4時から2023年10月26日午後4時までの1年間***1、*2

*1 自動更新となります(10月26日が更新日です)。

*2 保険期間の途中でご加入いただく場合、保険期間は2022年11月以降は毎月26日午後4時から2023年10月26日午後4時までの期間となります。

募集期間**2022年9月10日まで***3

*3 保険期間の途中でご加入いただく場合、募集期間は加入月の前月10日までとなります。

「加入者」および保険の対象となる方(「被保険者」)について**■「加入者」および「被保険者本人」となる方**

- (1) 加入者：埼玉縣信用金庫の預金口座をお持ちのお客さま
- (2) 被保険者本人：①加入者本人
②加入者の配偶者・お子様・ご両親・ご兄弟
③加入者の同居の親族

■保険の対象となる方の範囲

| 補償項目 | 被保険者本人*1 | a.被保険者本人の配偶者 b.本人または配偶者の同居の親族と別居の未婚の子 |
|-----------|----------|--|
| 傷害補償/介護補償 | ○ | ×(ご本人が各々保険に加入する必要があります) |
| 個人賠償責任補償 | ○ | ○(ご家族も補償の対象です) |

※保険の対象となる方の続柄は、損害の原因となった事故発生時におけるものをいいます。

※個人賠償責任において、ご本人*1が未成年者または上表の保険の対象となる方が責任無能力者である場合は、未成年者または責任無能力者の親権者およびその他の法定の監督義務者等も保険の対象となる方に含まれます(未成年者または責任無能力者に関する事故に限ります)。

※介護補償は、年齢(団体契約の始期日時時点の年齢)が満5歳以上満84歳以下の方に限ります。

*1 加入依頼書等に「保険の対象となる方(被保険者)ご本人」として記載された方をいいます。

【「保険の対象となる方(被保険者)について」における用語の解説】

(1) 配偶者：婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある方および戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異なる程度の実質を備える状態にある方を含みます(以下の要件をすべて満たすことが書面等により確認できる場合に限り。婚約とは異なります)。

①婚姻意思*2を有すること

②同居により夫婦同様の共同生活を送っていること

(2) 親族：6親等以内の血族または3親等以内の姻族をいいます(配偶者を含みません)。

(3) 未婚：これまでに婚姻歴がないことをいいます。

*2 戸籍上の性別が同一の場合は夫婦同様の関係を将来にわたり継続する意思をいいます。

保険金をお支払いする主な場合、保険金をお支払いしない主な場合については、パンフレットの「補償の概要等」をご確認ください。

- このチラシは「さいしん安心プラン」(団体総合生活保険)の概要を記載したものです。ご契約にあたっては、必ず「重要事項説明書」をよくお読みください。その他詳しい内容は、「パンフレット」をご確認ください。また、ご不明な点がある場合には、代理店または引受保険会社までお問い合わせください。
- この保険は、預金保険制度の対象ではありません。
- この保険は、預金と異なり元本の保証はありません。
- この保険契約のお申し込みの有無が、当信用金庫と他の取引に影響を与えることはありません。

この保険は、埼玉縣信用金庫を契約者とし、団体の構成員等を保険の対象となる方とする団体契約です。保険証券を請求する権利、保険契約を解約する権利等は原則として埼玉縣信用金庫が有します。

お問い合わせ先

〈取扱代理店〉

**埼玉縣信用金庫
愛和商事株式会社**〒330-0074 埼玉県さいたま市浦和区北浦和1丁目3番3号
TEL:048-832-4997

〈引受保険会社〉

東京海上日動火災保険株式会社担当支社：熊谷支社
〒360-0041 埼玉県熊谷市宮町2-43
TEL:048-521-4519